

諮詢日：令和7年4月28日（令和7年度（情）諮詢第32号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（情）答申第78号）

件名：名古屋家庭裁判所における特定の事件で特定の条項が適用されなかった根拠が分かる文書等の不開示判断（開示対象外）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が、本件開示申出文書は、いずれも司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が令和7年3月4日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反し違法である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

本件開示申出は、特定の事件において、家事事件手続法271条を適用しないという判断に至った一連の経過又はその根拠、相当性が分かる文書の開示を求めるものと考えられるところ、これは事件の審理、判断作用に関する文書又

はその過程で作成された文書であるから、裁判事務に関する文書に該当し、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 これに対し、苦情申出人は、原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反しており違法であるなどと主張しているが、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 同年12月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないものと解される。

苦情申出人による開示の申出に照らせば、苦情申出人が開示を求める本件開示申出文書は、いずれも、特定の事件における特定の手続についてなされた判断の経過、根拠等が分かる文書であり、特定の事件の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書であるから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

苦情申出人は、原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反し違法であると主張するが、これらの条項により裁判事務に関する文書が司法行政文書開示手続の対象となるものではなく、上記の結論を左右するものではない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示

手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

3 なお、委員会に対し諮問がされる事案の中には、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。本件開示申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 特定事件で相手方代理人Aに対し特定弁護士会へ懲戒請求中で、相手方B、Cは家事法271条の適用を申し出に対しムシしていいという文章
- 2 上記申し出を採用しない理由のわかる文章